

長浜市環境審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第72号

長浜市環境審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

長浜市環境審議会の組織及び運営に関する規則（平成18年長浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「2年」を「委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。